

議案第 39 号

所有権確認等請求事件に関する和解について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、提案するものであります。

所有権確認等請求事件に関する和解について

東京地方裁判所立川支部平成30年（ワ）第1150号所有権確認等請求事件について、市は、次のとおり和解を成立させる。

1 和解の相手方

原告

調布市在住者

訴訟参加人

調布市在住者

2 和解の要旨 別紙和解条項による。

和 解 条 項

- 1 原告，被告及び訴訟参加人は，原告所有の調布市国領町5丁目34番4の土地及び訴訟参加人所有の同番8の土地と，これに接する被告所有地（以下「本件土地」という。）との境界が，図面中P4，A1及びP3の各点を順次直線で結んだ線であることを確認する。
- 2 被告は，原告に対し，本件土地のうち物件目録1の土地を無償で譲渡する。
- 3 被告は，訴訟参加人に対し，本件土地のうち物件目録2の土地を無償で譲渡する。
- 4 前2項の規定による譲渡については，原告及び訴訟参加人は現状の占有状況を承知のうえで，すべて現況有姿によるものとし，原告及び訴訟参加人は，譲受後，被告に対し，^{かし}瑕疵担保責任その他何らの責任を問わないことを確認する。
- 5 被告は，物件目録1及び2の各土地につき表示登記及び所有権保存登記の嘱託をするものとし，原告及び訴訟参加人は，当該所有権保存登記後，各自が負担すべき各所有権移転登記にかかる嘱託登記料（登録免許税）相当額を被告から通知され次第，その全額を被告に納付する。
- 6 被告は，原告及び訴訟参加人から前項の規定による金員全額の納付があり，かつ，市道南145-7号線の路線廃止後の道路法第92条第1項及び道路法施行令第37条に定める期間が経過し次第，原告ないし訴訟参加人に対し，物件目録1及び2の各土地につき所有権移転登記の嘱託登記手続をするものとし，各移転登記の完了をもって引渡しがなされたものとする。
- 7 原告は，その余の請求を放棄する。
- 8 原告及び被告は，本件訴訟手続を終了させる。
- 9 原告，被告及び訴訟参加人は，本件につき，本和解条項に定めるほかに各自何らの債権債務のないことを確認する。
- 10 訴訟費用及び参加費用は，各自の負担とする。

物 件 目 録

- 1 図面中 P 1 , S 1 , A 1 及び P 4 の各点を順次直線で結んで囲んだ部分
面積 23.49 平方メートル
- 2 図面中 S 1 , P 2 , P 3 及び A 1 の各点を順次直線で結んで囲んだ部分
面積 1.34 平方メートル

国領町 5 丁目

縮尺 1 / 2 5 0

